

(建築物に関する確認申請手数料)

(平成27年4月1日から計画通知も手数料徴収いたします。)

(単位:円/件)

床面積の合計	手数料額
30㎡以内のもの	5,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	9,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	14,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	19,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	34,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	48,000
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	140,000
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	240,000
5万㎡を超えるもの	460,000

備考

※建築物を建築する場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積

※建築物を移転し、建築物の大規模の修繕若しくは模様替をし、又は建築物の用途の変更をする場合にあっては、当該移転、修繕もしくは模様替、または用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

※確認を受けた建築物の計画を変更する場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

(平成27年4月1日から計画通知も手数料徴収いたします。)

(単位:円/件)

区 分	手数料額	計画変更手数料額
建築設備	9,000	5,000
小荷物専用昇降機	4,000	3,000
工作物	8,000	4,000

(建築物に関する中間検査申請手数料)

(平成27年4月1日から計画通知分も手数料徴収いたします。)

(単位:円/件)

床面積の合計	手数料額
30㎡以内のもの	9,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	11,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	15,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	20,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	33,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	45,000
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	100,000
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	160,000
5万㎡を超えるもの	330,000

備考

※床面積の合計・・・中間検査申請1件ごとの1階部分の床面積の合計とする。

ただし、2階部分の床面積の合計が1階部分の床面積の合計より大きい場合は、2階部分の床面積の合計とする。

(建築物に関する完了検査申請手数料)
 (平成27年4月1日から計画通知分も手数料徴収いたします。)

(単位:円/件)

床面積の合計	手数料額	
	完成検査(中間検査あり)	完成検査(中間検査なし)
30㎡以内のもの	9,000	10,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	11,000	12,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	15,000	16,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	21,000	22,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	35,000	36,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	47,000	50,000
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	110,000	120,000
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	180,000	190,000
5万㎡を超えるもの	370,000	380,000

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)
 (平成27年4月1日から計画通知分も手数料徴収いたします。)

(単位:円/件)

区 分	手数料額
建築設備	13,000
小荷物専用昇降機	8,000
工作物	9,000

(許可認定申請手数料)
 (平成27年4月1日から官公署申請分も手数料徴収いたします。)

(単位:円/件)

建築基準法の許可条項	手数料額
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請 (第7条の6第1項)	120,000
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請 (第43条第2項1号)	27,000
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請 (第43条第2項2号)	33,000
用途地域における建築等許可申請 (第48条第1～14項ただし書き)	180,000
用途地域における建築等許可申請 (第48条第16項第1号)	110,000
用途地域における建築等許可申請 (第48条第16項第2号)	140,000
特殊建築物等敷地許可申請 (第51条ただし書き)	160,000
仮設建築物建築許可申請 (第85条第5項)	120,000
仮設建築物建築許可申請 (第85条第6項)	160,000
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の 制限の適用除外に係る認定申請 (第86条の8第1項)	27,000
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の 制限の適用除外に係る認定を受けた全体計画の変更申請 (第86条の8第3項)	27,000
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う 工事を行う場合の制限の適用除外に係る認定申請 (第87条の2第1項)	27,000
興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請 (第87条の3第5項)	120,000
興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請 (第87条の3第6項)	160,000